

資 料 目 録

法曹有資格者の海外展開に
関する分科会（第4回）
平成26年5月28日（水）
12：30～14：00

- 資料1 日弁連国際室嘱託（アジア嘱託）募集要綱 …………… 1
- 資料2 中小企業の海外展開支援業務に関する研修会式次第 …………… 3
（2014年4月23日）
- 資料3 日弁連と在ニューヨーク日本国総領事館との意見交換会 …………… 5
について
- 資料4 慶應義塾大学法科大学院（KLS）法曹リカレント …………… 9
教育プログラム
- 資料5 早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院） …………… 13
2014年度秋学期授業（抜粋）
- 資料6 日弁連法律英語研修プログラム（仮称） …………… 15
- 資料7 セミナー「国際法廷の現状と日本人のキャリア構築」 …………… 17
チラシ及びアンケート結果
- 資料8 国際機関人事セミナー「法曹も国際機関で働こう！！」 …………… 21
チラシ

●日弁連の弁護士職員（国際室非常勤嘱託）を募集します●

当連合会は、当連合会及び会員の国際活動に関する事項、特にアジア地域における会員および弁護士会活動の開発や連携について対外的連絡、情報収集・調査、各種資料の作成、企画立案等を担う弁護士職員を募集いたします。今回の募集人員は、国際室の非常勤嘱託1名で、詳細は次のとおりです。

[募集対象]

国際室（アジア担当）非常勤嘱託1名。下記の要件を満たす方を対象とします。

1. 日弁連の「ディプロマット」として、下記業務を担当する資質及び意欲のあること。
2. 英語による書面・口頭のコミュニケーションができること。
3. 必須の条件ではないが、3年以上の法曹実務経験及び単位会又は日弁連の活動の経験を有していることが望ましい。

[募集分野及び各分野の主たる業務内容例]

- ・主にアジアにおける外国法曹団体や国際機関との連絡・情報交換
- ・POLA、LAWASIA等、主にアジアにおける国際法曹団体や会議体との連絡調整
- ・会合出席・報告書作成
- ・日弁連会員のアジアにおける活動の促進に向けた諸活動
 - －各国における法的サービスに関するニーズ調査
 - －各国における日弁連会員によるサービス提供体制の考案・実施
 - －会員間および関連する諸団体（在外公館，JETRO，商工会議所等）との連携体制の構築・実施
 - －各国の法令・国際法務案件の資料・情報の収集
 - －日弁連による中小企業の海外展開支援事業に関する活動の事務局業務
- ・各種セミナーへの参加および日弁連への情報提供
- ・その他国際室嘱託業務（広報，資料収集・調査，国際関連企画の立案・準備等）

[任期]

2年を超えない範囲で委嘱の際に定める期間（更新もありうる。）

勤務開始：2014年5月1日付け（予定）

[勤務時間]

平均月50時間を嘱託業務に用いることを目安とします（但し、頻繁な出張が想定されるため、業務時間は業務状況および時期により大きく異なります。）。

[応募方法]

以下の書類を提出先までお送りください。

2014年3月7日（金）必着。

(1) 履歴書（写真貼付） ※記載事項は以下のとおり。

- ・氏名，生年月日
- ・所属弁護士会，司法修習期
- ・連絡先（所属事務所等）
- ・英語力を示す各種試験（TOEFL，TOEIC，英語検定等）のスコア（受験時期を明記のこと。）
- ・英語以外の外国語についての同種試験のスコア（任意）
- ・学歴（留学経験の有無を含む。）
- ・職歴
- ・弁護士会活動歴
- ・弁護士業務における主な業務分野・関心分野
- ・その他，応募者の経験・能力に関する選考考慮事項（なお，著作及び資料については，下記(3)に該当するものを除き，現物の添付はしないこと。）

(2) 志望動機（和文及び英文の両方で作成のこと。和文字数で1000字程度）

(3) 英文ライティングサンプル（任意）（目安としてA4数枚以内。原則として過去3年以内に作成したもの）

書類提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

日本弁護士連合会 総務部人事課 国際室非常勤嘱託採用担当

[面接日]

第1次 書類選考合格の方にのみ，日時を連絡します（2014年3月予定）。

第2次 第1次面接合格の方にのみ，日時を連絡します（未定）。

（お問い合わせ先）

○採用手続・勤務条件について

総務部人事課 TEL：03-3580-9980

○業務内容について

企画部国際課 TEL：03-3580-9741

※FAX番号共通：03-3580-2866

※応募書類に記載された個人情報は採用業務を行うために利用し，採用後は人事情報として引き続き利用します。

なお，不採用の方の応募書類は返却せず，採用業務終了後半年以内に適切な方法で廃棄・削除します。

 中小企業の海外展開支援業務に関する研修会

日 時:平成26年4月23日
 研修会会場:新潟県弁護士会本館2階
 主 催:日本弁護士連合会
 新潟県弁護士会

式 次 第

第1部 研修会(司会者 新潟県弁護士会 五十嵐 広明)

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 1 | 開会の挨拶 | 新潟県弁護士会会長 | 小泉 一樹 |
| 2 | ご来賓代表挨拶 | 日本貿易振興機構新潟貿易情報センター所長 | 中島 紳行 様 |
| 3 | 日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の説明 (14時05分~14時35分) | 日弁連中小企業の海外展開業務の
法的支援に関するワーキンググループ座長 | 武藤 佳昭 |
| | | 同副座長 | 土森 俊秀 |
| | | 同副座長 | 外山 太士 |
| 4 | 休憩 (5分) | | |
| 5 | 講演会 (14時40分~16時10分) | 日弁連中小企業の海外展開業務の
法的支援に関するワーキンググループ座長 | 武藤 佳昭 |
| | | 同副座長 | 土森 俊秀 |
| | | 同副座長 | 外山 太士 |
| 6 | 休憩 (10分) | | |
| 7 | 意見交換会 (16時20分~17時15分) | 【コーディネーター】
新潟県弁護士会
中小企業法律支援センター事務局長 | 小林 斉史 |
| 8 | 閉会の挨拶 | 新潟県弁護士会業務委員長 | 高野 泰夫 |

第2部 懇談会(17時30分~19時45分 場所 ラ・サリータ)

- | | | | |
|---|-------|--|----------|
| 1 | 開会の挨拶 | 日弁連中小企業の海外展開業務の
法的支援に関するワーキンググループ座長 | 武藤 佳昭 |
| 2 | 乾杯 | 日本政策金融公庫新潟支店
国民生活事業融資第二課長 | 石田 雄一郎 様 |
| 3 | 閉会の挨拶 | 元日本弁護士連合会副会長 | 藤田 善六 |

日弁連と在ニューヨーク日本国総領事館との意見交換会について

日時：平成26年3月14日（金）午後4時～午後5時30分

場所：在ニューヨーク日本国総領事館 299 Park Avenue, 18th floor, New York

出席：青柳芳克領事部長，成澤佳和副領事

広瀬めぐみ弁護士，杉田明子弁護士，松崎暁史弁護士

内容： 在留邦人の法的ニーズに関し，領事館に寄せられる問題及び対応などを聴取した。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）につき，現在の日弁連・単位会の取り組みになどについて簡単に紹介しつつ，領事館やその他在ニューヨークのNPOの活動をお聞きした。

最後に，今後，日弁連がニューヨークで活動する際には互いに協力し，在ニューヨーク邦人に対する法的サービスの充実に取り組むことを認識した。

1 在留邦人の実態について（日本の弁護士を求めるニーズについて）

(1) 企業

企業の場合，在ニューヨーク商工会議所やジェトロ（日本貿易振興機構）などに相談していると思われ，領事部に対する相談はほとんどない。そのため，領事館では相談内容等については把握していない。

（日弁連参加者の感想） 企業の法的ニーズを知るためには，上記商工会議所やジェトロ等と情報交換するとよいと思われる。

(2) 個人

個人が抱えるアメリカ国内の法的問題については，アメリカの法曹資格をもつ日本人弁護士・日系弁護士などで処理ができるが，アメリカに帰化した日本人が日本に残した親族・財産（介護や遺産相続）等に関連して，相談を希望することもあり，その様な場合に，日本の法曹資格を有する弁護士への相談のニーズはあると思われる。

領事館に問い合わせがあるのは，国籍（いったん帰化した配偶者が亡くなり，日本国籍に戻りたいなどの問題を含む）や入管関係，相続の問題などである。

例えば、アメリカ国籍を取得した後、日本在住の親族が死亡したことで相続の相談をされることがある。このようなケースは、日本の法曹資格を有する弁護士へ相談する必要がある。もっとも、国籍や相続に関しては、アメリカ法の知識も必要となることがある。例えば、アメリカでは配偶者が外国人の場合に相続税が（アメリカ人の場合よりも）高くなるため、配偶者が相当額の財産を有している場合に帰化するケースが多い。その後、配偶者の死亡により、日本国籍に戻ることを希望するケースもある。そのため、日本及びアメリカの法曹資格を有していると、より適切な対応が可能となると思われる。

出入国管理及び難民認定法関係の相談では、一度帰化した人で、再度日本に帰るということを考えているが、できるかと相談されることもある。相続に関しては、遺産分割協議書の署名を求められたがどうしたらよいかというものもあった。

（日弁連参加者の感想） これら相談内容等からすると、日本の法曹資格を持つ弁護士の潜在的需要は高いと思われる。

2 ハーグ条約について

ハーグ条約への対応として、領事館が小規模のセミナーなどを行い、条約に関する説明等を行っている。在米邦人の間では、条約について、子どもを連れて帰ると返還をしなくてはならないという認識はあるようだが、条約全般についての理解・知識が不足していると思われる。

返還拒否事由との関係で問題となるDVについては、何をDVと認定するのか、返還の裁判で必要となる証拠は何か、証拠の採取方法・時期など、様々な問題があると思われる。

領事館では、DV被害のチェックリストを作成しており、説明会などで、具体例を挙げて「こういう場合はDVと言われている」と例示し、できる限りわかりやすく説明している。しかし、DV被害者は、ほとんどこのような説明会などには出席しない（あるいはできない）と思われる。

領事館としてできるのは、話を聞くこと、専門機関を紹介することであるが、DV被害等に関しては、NPO法人ニューヨークアジア人女性センターと提携し、日本語での相談などのサービスを提供している。

このような問題に対し、領事館としては、マニュアルを作成し対応してい

る。もっとも、領事館としては、個別問題への具体的対応はできないので、個々の弁護士や支援機関と連携し、その紹介などを行うことで補っている。

現在のところ、領事館に相談があった場合、領事館において相談票を作成する。本人からの請求があれば、相談票を交付する。日本から開示請求をする場合は、恐らく外務省（本省）に個人情報開示請求をすることになると思われる。NPO法人ニューヨークアジア人女性センターに相談した場合にも記録は保管される。

3 今後の協力関係の構築について（日弁連参加者の感想）

日本商工会議所、NY日系人会、NPO法人ニューヨークアジア人女性センターなど、日本もしくはアジアを基盤とした組織と意見交換を行うなどして、ニーズを把握し、また相互に連携を図って行けたらよいのではないかと（日弁連が作成したパンフレットなどを置かせてもらい、日本在住でも相談可能な弁護士リストなどを作成して、これらの団体を通じて希望者に情報を提供してもらいなど）。

本年4月に総領事館とNY日系人会でサクラ・ヘルスフェア（第6回）を開催予定であり、その際、ハーグ条約の説明会（講師は大谷美紀子弁護士）や、NPO法人ニューヨークアジア人女性センターのDV個別相談が行われる。そこで、このような機会に、今後、日本の弁護士によるセミナーや法律相談などを開催することもあり得るのではないかと。

また、在留邦人も増え、法的問題に対するニーズは高まっていることから、在留邦人の利益保護のために、日弁連で在留邦人向けのメルマガを作り、NPO等の組織や、希望する個人に発行するなどの対応を検討してもよいのではないかと。

以上

Keio University



慶應義塾大学法科大学院 (K L S)

法曹リカレント教育プログラム

◎現職の弁護士が法科大学院の授業に参加できる制度

- 秋学期（9月22日開講）は39科目の中から選択可能
- 1科目から受講可能
- 受講しやすい第6時限（18：10開始）に8科目を配置

◎法曹実務家に役立つ特色ある科目展開

- 多数のゲストスピーカーを招くフォーラム・プログラム
 - 企業内リーガルセクションワークショップ・プログラム (*)
 - 国際法務ワークショップ・プログラム (**)
 - 法整備支援ワークショップ・プログラム
- 法律英語のブラッシュアップに最適なグローバル系科目群
 - Corporate Governance & Risk Management(*)(**)
 - International Business Transactions(**)
 - International Commercial Arbitration(**)
 - Japan-US Comparative Contract Law(*)(**)
- 多彩なワークショップ・プログラム
 - 企業法務、金融法務 (*)、渉外法務、知的財産法務 (*)、数理法務、EUビジネス法務 ほか
- これからの弁護士に欠かせない最先端の法律諸科目
 - 裁判外紛争解決 (*)、経済刑法、規制産業法 (*)、国際民事訴訟法 ほか

(*) 印の科目は第6時限に開講予定

(**) 印の科目は主として英語で授業を実施

◎詳細はK L Sのホームページをご覧ください

<http://www.ls.keio.ac.jp/cle/> または下のQRコードで



お問い合わせは
 学生部学事グループ法務研究科（法科大学院）
lawjm@info.keio.ac.jp まで

フォーラム・プログラム

フォーラム・プログラムにおいては、官庁・地方公共団体や企業、国際機関や法整備支援など、新たな活動領域において活躍できる「第4の法曹」の養成をめざします。

21世紀の新たな法化社会において、法曹に求められている役割は、司法すなわち訴訟による紛争解決の担い手としての、狭義の法曹三者のそれにとどまらず、法曹をはじめとする法律家（広義の法曹）の活動領域は、様々な分野に拡大しつつあります。

官庁・地方公共団体や企業などでいわゆるインハウス・ローヤー（組織内弁護士やリーガルスタッフ）として活躍する法曹有資格者・修了生が増えてきています。官庁・地方公共団体では、行政主体の予防法務のみならず、法律専門家として積極的に政策形成への関与が求められています。企業では、契約書の作成、トラ

ブル対応・コンプライアンスなどの企業法務のみならず、顧問弁護士とは異なり、法的素養を身につけたビジネス・パーソンとして、組織内の各部署の調整を進めて、最終的な意思決定につなげることが期待されています。

ビジネス界では、近時、新規事業・新たなビジネスモデルの創設における「起業」の重要性に鑑み、経営および法務の両面から起業家（アントレプレナー）の良きカウンセラーとして起業を支援することができる法律家の育成が課題とされています。

グローバル・フィールドにおいても、国連等の国際機関や法整備支援などでグローバル・ロー

ヤーとして活躍することのできる法律専門家が求められています。

法務研究科は、「国際性・学際性・先端性」の理念に基づき、「公共政策法務WP」、「企業内リーガルセクションWP」、「起業と法WP」、「国際法務WP」、「法整備支援WP」の5つのワークショップ・プログラム（WP）をフォーラム・プログラムとして開設し、担当教員がコーディネーターとなって、各分野でパイオニア的に活躍している法律家をゲストスピーカーとして招聘し、上記ニーズに応えることができる「新たなタイプの法曹（第4の法曹）」の養成を目指します。

2014年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
公共政策法務 ワークショップ・プログラム	岩橋健定* 玉井克哉* 橋本博之	政府・地方自治体をはじめとした公的部門において、法律専門家が果たすべき社会的機能を公共政策法務と呼び、その内容を実務・理論の両面から体系的に学ぶことを目的とする。公共政策法務の様々な場面で法の機能や形成過程、公共政策法務に携わる法律専門家に必要な技能を理解し、習得することを目標としている。
企業内リーガルセクション ワークショップ・プログラム	奥邨弘司	企業における法務部門の活動を、実務的・体系的に学ぶことを目的とする。授業を通じて、法務部門は、ビジネスをサポートし、かつ、企業を守るという、重要な役割を担っていることを理解してもらいたい。企業からゲスト講師を招いて、事例を踏まえた解説も行ってもらう予定（参考：2013年度は計7回合計10名）。
起業と法 ワークショップ・プログラム	梅林啓* 草野耕一	我が国経済の発展を妨げている要因の一つに「起業の難しさ」が挙げられる。その原因はさまざまであろうが、起業家の良き「カウンセラー」たり得る法律家の絶対数が不足していることも原因の一つであろう。このような現状を踏まえて、本科目は、起業を支援し、以て経済社会の負託に応え得るコーポレート・ローヤーを育成することを目的とするものである。具体的には、起業家が会社を営んでいくにあたり直面する会社法上の諸問題と起業後間もない会社に生じがちな様々な「不祥事」への対処方法について、事例問題を用いながら問題の発見・分析・解決能力の陶冶に努める。
国際法務 ワークショップ・プログラム	青木節子* 明石欽司*	今後重要となる法曹の任務に、国連その他の政府間機関や国際的な非政府団体で、国境を超える課題解決に尽力することが挙げられるであろう。国際機関の現場での法曹の仕事、国際会議文書の読み方や提案書の書き方を、特に、宇宙、原子力、貿易管理等の分野を中心に学習する。講義は日本語と英語で行う。
法整備支援 ワークショップ・プログラム	松尾弘	法整備支援の主体と対象地域からその実態にアプローチし、ゲストとの対話も交えて、様々な実践例の成功と失敗、成果と課題を検討する。それが支援国と相手国の開発戦略や開発政策にどう関係しているか、グローバル・ガバナンスの観点から法整備支援の意義をどうみるか、自分なりの法世界観を養うことを目指している。

*印は非常勤講師です。 *印は慶應義塾大学の専任教員です。 シラバス（講義要綱）の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

VOICE 企業内リーガルセクション WP

企業内弁護士や法務担当者の 仕事について学ぶことができます。



栗 優太

なつめ ゆうた

2012年 青山学院大学
法学部卒業
法学既修者コース

企業内で働いた経験のない人は、法務の仕事具体的に想像するのは難しいでしょう。そのため、「企業内法務＝契約交渉、契約書作成」をイメージしがちですが、実際の企業内法務は、企業活動に関する様々な法的リスクを取り扱うことでビジネスを支援し、企業を守るものです。その範囲は、リスクの予防や調査・発見→リスクの法的評価→リスクを取るor避ける判断等多岐にわたります。授業では、企業内法務の役割や仕事

が具体的に解説されます。企業内法務で重要となる意思決定（稟議）の流れも学びます。例えば、授業で行う模擬契約交渉は、相手方との交渉を体験するだけでなく、上司への報告に始まる社内承認手続きも視野に入れたユニークなもの。企業の法務部長等の外部講師の講義も多く、予防法務、契約法務、M&A等の実際を学ぶことができます。企業内弁護士や企業法務部に興味のある人だけでなく、企業法務系の法律事務所を志望している人にもお勧めの科目です。

日弁連モニター受入科目(法律英語基礎科目)

Basic

春	Introduction to American Law	2単位	火曜日6時限
春後半	Legal English Seminar	1単位	月曜日3時限
秋	テーマ演習 (Japanese Law in English)	2単位	火曜日5時限
秋	Japan-US Comparative Contract Law	2単位	金曜日6時限

Advanced (General)

春	Comparative Constitutional Law	2単位	火曜日3時限
春	Asian current legal Issues I	2単位	水曜日4時限
春前半	テーマ研究 (Legal Debate)	1単位	水曜日5時限
春後半	Presenting Japanese Law	1単位	月曜日2時限
夏期	Legal Theory of Globalization	1単位	担当者からの連絡待ち
秋	Asian current legal Issues II	2単位	月曜日5時限

Advanced (Business)

春	International Dispute Resolution(*)	2単位	木曜日3時限
春	Multinational Corporations & Law	2単位	水曜日3時限
春	Contemporary Issues in Law	2単位	水曜日4時限
秋	Drafting International Agreements	2単位	木曜日5時限
秋	Government Relations and Law	2単位	木曜日6時限
秋	Comparative Corporate Law	2単位	月曜日3時限
秋	Corporate Governance & Risk Management	2単位	火曜日6時限
秋	Corporate Finance and Law	2単位	水曜日4時限
秋	International Business Transactions	2単位	火曜日3時限
秋	International IP Licensing Agreements	2単位	火曜日6時限
秋	International Commercial Arbitration	2単位	水曜日3時限
秋	テーマ研究 (Negotiations)	1単位	水曜日5時限

・(*)印の科目は日本人教員が担当する。

・1単位の授業は8回、2単位の授業は15回から成る。

International Entertainment Law 秋学期 2単位 火曜日 3時限 ローゼン ダニエル

授業概要

Entertainment Law is an amalgamation of many topics, including contracts, torts, copyright, and trademark. Unlike a typical law school course, however, an Entertainment Law course focuses on the application of these legal matters to a particular industry. For example, a recording industry contract is just that, a contract. However, it must address certain issues that arise in that context, such as who pays for studio time, how royalties are calculated, and what creative obligations are involved.

A central concern of the course will be separating the artistic entity from the legal entity. An actor is an artist, but when he enters into contracts, he may do so in the form of a corporation. The same is true of a band. Who is the band artistically? Who is the band legally? The answers are often quite different.

Like many fields, Entertainment Law has increasingly become internationalized. Artists perform around the world. Companies that present artists' work (for example, movie studios and record companies) are also international in scope. Japan is home to many such companies. Additionally, much of its home-grown entertainment (for example, anime, manga, and video games) is marketed world-wide. As a result, Japan is a good place to engage in the study of International Entertainment Law.

In the course, we will compare Japanese practices with those of the United States and other countries, and then consider whether a "global standard" exists.

授業の到達目標

The goal is for students to have a working understanding of many of the recurring legal issues that face entertainers and entertainment companies.

授業計画

1. Overview of entertainment law
2. Distinction between artistic entities (for example, a band) and legal entities (for example, the band as a corporation)
3. Right of publicity
4. Right of privacy
5. Defamation
6. Ownership of names
7. Entertainment contracts: duty to perform and right to perform
8. Music publishing contracts
9. Music recording contracts

	<p>10. Legal challenges posed by digital distribution of music</p> <p>11. Movie & television industry contracts: producers</p> <p>12. Movie & television industry contracts: performers (“pay or play”)</p> <p>13. Video games</p> <p>14. Visual arts (artists, galleries, and museums)</p> <p>15. Sports (international competitions and the global market for professional athletes)</p> <p>(As much as possible, we will consider issues that arise during the semester. So, the actual topics covered in the class may differ somewhat from the list.)</p>						
教科書	The reading material will be distributed from week to week. We will not use a casebook or textbook. However, students are certainly responsible for doing the reading before class so that we can discuss it together.						
参考文献	指定なし。						
成績評価方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>割合</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レポート: 75%</td> <td>Reports</td> </tr> <tr> <td>その他: 25%</td> <td>Class participation/presentations</td> </tr> </tbody> </table>	割合	評価基準	レポート: 75%	Reports	その他: 25%	Class participation/presentations
割合	評価基準						
レポート: 75%	Reports						
その他: 25%	Class participation/presentations						
備考・関連 URL	Our class includes students from various countries, giving us the opportunity to learn (and to be surprised) by one another. The readings and our discussions will be in English. Students need a level of English that is good enough to read the material, listen to the class discussion, and speak. However, fluency is not necessary. We will learn together. The most important thing is to do your best to work with the material and to approach the course with a flexible and open mind.						

「日弁連法律英語研修プログラム（仮称）」

●教材のコンセプトと内容●

法律実務における英語でのコミュニケーション能力を向上させるためのビデオ教材である。

ネイティブスピーカー（英語）と日本人弁護士がペアとなる状況で場面が展開し、日本人弁護士がネイティブスピーカーと法律実務を行う際に使用する特定の言語スキルを強調し、ポイントを説明する。

●講座（ビデオ）の時間●

4本のビデオで構成。1本のビデオは3つの対話から構成されており、1つの対話の長さは約10分前後である（ビデオ1本につき約30分となる。）。

●講座（ビデオ）の内容●

各ビデオは、法的な場面における特定の英語コミュニケーションスキルを扱う対話を描く。対話は4つのパートから構成される。

① ホストが英語で各対話のシチュエーションやポイントを紹介。

② 演者による英会話の実例が英語の字幕と共に流れる（英会話の実例）。

③ ②の後、ホストが各スキットの最も重要な英語スキルの使用例等をビジュアルを使って英語で解説し、補強する（日本語の字幕付き。）。

④最後に、各英会話の実例が字幕なしでリプレイされる。

事務所を訪れたクライアントを会議室まで案内する際の会話、代理人受任の要請を受け、これを受任する際の会話、コンフリチェックを行う旨説明する際の会話など、弁護士が法律実務を行うに必要なコミュニケーション例を各対話の中で紹介する。

ビデオ① 国際会議への参加～国際会議でのコミュニケーション～

- (1) 国際会議前のブレックファーストタイムに日本人弁護士が軽食をとりながらアメリカ人弁護士と会話する。スモークトークを交えながら自己紹介を行う。
- (2) 国際会議の家族法のセッションに参加する。カリフォルニア州における離婚後の監護の種類に関する講演を聞いた後、日本人弁護士が質問をする。
- (3) 会議後のレセプションで日本人弁護士がアメリカの弁護士と雑談を交え、ネットワーク構築を行う。

ビデオ② 業務の遂行～海外弁護士とのネットワーキング～

- (1) 日本人弁護士が、ビデオ①の国際会議で知り合ったアメリカ人弁護士に電子メールでアポを取った上でカリフォルニア州での離婚手続について電話会議を行う。
- (2) 日本人弁護士が日本で働くニューヨーク出身のアメリカ人弁護士（友人）とランチをしながら、ニューヨーク州での養育費支払の執行方法について質問をする。
- (3) 日本人弁護士の事務所を法律相談に訪れたイリノイ州出身のアメリカ人男性に日本での離婚手続きについて説明する。

ビデオ③ 効果的な弁護活動～弁護士・依頼者関係～

- (1) 在日外国企業の担当者が日本人弁護士の事務所を訪ね、法律相談を行う。日本人弁護士が、在日外国企業の担当者に日本で従業員を雇う際に注意すべき日本の労働法について説明する。
- (2) 在日外国企業が整理解雇にあたって労働組合から不当解雇を主張されたという労働争議案件について、日本人弁護士が、外国企業の担当者と面談し、整理解雇の4要件について説明した後、当該事案についてアドバイスを行う。
- (3) 在日外国企業が元従業員から不当解雇を主張して訴訟を提起された労働裁判案件について、日本人弁護士が、外国企業の担当者に対し、事件の状況を報告し、今後の方針について議論する。

ビデオ④ 効果的な弁護活動～弁護士・依頼者関係～

- (1) 日本人弁護士が、米国の弁護士からの電話を受け、クライアントの米国メーカーと日本の販売店間の紛争についての法律相談に対応する。日本人弁護士は、販売店契約における専属的販売権の範囲について説明を行う。
- (2) 海外メーカーと日本販売店との間の競業禁止特約に関する紛争に関して、日本人弁護士が、海外メーカーの担当者との間でビデオ会議を行う。日本人弁護士は、日本における競業禁止特約の有効性のほか、日本での和解交渉や裁判手続きについて説明を行う。
- (3) (2)の事件が訴訟に発展した後、日本人弁護士が、米国企業の法務担当者との間で電話会議を行い、訴訟の進捗状況を報告し、今後の訴訟戦略についてアドバイスを行う。

一般社団法人広島平和構築人材育成センター・日本弁護士連合会主催 セミナー「国際法廷の現状と 日本人のキャリア構築」

本セミナーでは、平和構築分野における法律家のキャリア発展に関心があり、効果的に法律の知識・業務経験を得ていきたい方を対象に、二部構成のセミナーを開催します。カンボジア特別法廷(ECCC)捜査判事部に勤務する藤原広人氏を講師としてお迎えします。

第一部では、藤原氏および広島平和構築人材育成センター理事である篠田英朗教授を講師として、具体的なキャリア状況に応じた法務経験・知識の必要性や活かし方・取得の方法などについて、各人の興味及び状況に即して個別にアドバイスを提供します(要事前予約。希望者が多数の場合は応募を締め切ることもあります。)

第二部では、藤原氏の現職及び前職の経験を踏まえ、国際法廷における実務の実情や日本人が国際機関の法律業務に携わることの課題について御紹介いただきます。

将来国際分野で活躍するための第一歩として、是非奮って御参加ください。

日時：2014年2月1日(土)午前11時～午後3時

場所：弁護士会館17階 1702会議室

東京都千代田区霞が関1-1-3(地下鉄霞ヶ関B1出口直結)

■主催 一般社団法人広島平和構築人材育成センター(HPC)、日本弁護士連合会

■参加費 無料

■主な参加対象 弁護士、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生等

■申込み FAXにて事前申し込みを受け付けております。定員になり次第締め切らせていただきます。

<セミナー内容> (予定)

【第一部】

11時00分～12時30分 個別相談(要事前予約、具体的相談時間は追って御連絡いたします。)

【第二部】

13時30分～13時50分 イン트로ダクション

13時50分～15時00分 講演・質疑応答

<講師> (予定)

・藤原 広人 氏

カンボジア特別法廷(ECCC)捜査判事部勤務。前旧ユーゴスラビア国際法廷(ICTY)勤務。

・篠田 英朗 氏

東京外国語大学教授。広島平和構築人材育成センター理事(代表)。立ち上げ時から6年間にわたり外務省委託「平和構築人材育成事業」の実施組織責任者として運営にあたる。『平和構築と法の支配』(大佛次郎論壇賞)、『「国家主権」という思想』(サントリー学芸賞)、『平和構築入門：その思想と方法を問いなおす』など、共著書論文多数。

【お問合わせ】日本弁護士連合会国際課：03-3580-9741(直)／広島平和構築人材育成センター：082-236-1414

～【送付先】FAX03-3580-9840 日弁連国際課(秋田)行～

お名前：	登録番号(弁護士のみ)：
御所属：	メールアドレス：
電話番号：	FAX番号：
本セミナーを知った媒体：	出席を希望される部に○を付けてください： 第一部(11:00-12:30) / 第二部(13:30-15:00)

御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理致します。この個人情報に基づき、日本弁護士連合会もしくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。また、本票記載の個人情報を日本弁護士連合会から一般社団法人広島平和構築人材育成センターに提供します。

以上について同意をいただいた上でお申し込みください。

セミナー「国際法廷の現状と日本人のキャリア構築」
アンケート結果（2014年2月1日）

集計：20名（出席約25）

1 参加者御本人について

ア 弁護士（1－5年目）	4名
イ 弁護士（6－10年目）	2名
ウ 弁護士（11年目以上）	1名
エ 司法修習生	2名
オ 法科大学院生	1名
カ 法科大学院修了生	2名
キ 大学生	3名
ク その他	5名（行政職員1名，会社員3名）

2 本日のセミナーをどこで知りましたか

ア チラシ	2名
イ 日弁連のHP	2名
ウ HPCからの御案内	0名
エ 知人・友人から聞いた	2名
オ ML	14名（日弁連ML3名，JICAパートナー3名，UNフォーラム5名）
カ その他	1名（ピースビルダーズHP）

3 本日のセミナーに参加した動機は何ですか（複数回答可）

ア 平和構築分野に興味があった	7名
イ 国際社会における日本の法律家の活躍可能性に興味があった	11名
ウ 国際分野で働くことに興味があった	9名
エ 国際分野で弁護士として働くために必要なこと等を具体的に知りたかった	7名
オ その他：3名 ・ECCCの現状や具体的業務について知りたかった ・ICC等での弁護人になる方法を知りたかった ・篠田先生，藤原さんの名前を見て	

4 国際分野で働くことについて関心のある内容

(1) 具体的に就職を希望している国際分野の職種ないし機関名があればお聞かせください。

国連関係, IOM (2名), NGO (2名), UNHCR (2名), OHCHR, JICA, 国際司法支援, UNOCHA, ECCC, ICC (2名), ILO, 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 等の国際刑事分野の法律職, 人権担当官

(2) 特に関心のある分野があればお聞かせ下さい (人権, 女性, 投資等)

人権 (6名), 人道支援 (2名), 開発, 組織犯罪対策, 難民 (2名), 再定住支援, 平和構築, 国際刑事法廷での弁護士, 国際刑事法, 国際人権法, 弁護士会 (弁護士倫理), 倒産法, 女性 (2名), 紛争予防

(3) (海外での勤務を希望されている方へのご質問)

ア 就職できれば海外で長く働きたい 11名

イ 海外で一定期間職務経験を積んだ後, 日本で弁護士, 法科大学院の教員等の仕事をしたい 1名

ウ まだ具体的には考えていない 4名

エ その他 0名

5 本日のセミナーに対する御感想について

(1) 【第一部へ参加された方への質問】

本日の個別相談は, 今後のキャリアプランの参考になりましたか

※個別面談を受けたのは6名でしたが, 9名から回答がありました。

大変参考になった 6名

ある程度参考になった 3名

どちらともいえない 0名

あまり参考にならなかった 0名

全く参考にならなかった 0名

(2) 具体的に, どのような点が参考になりましたか

- ・自分のバックグラウンドを使って, どのような国際機関で活躍できるかを考える上で, 今日の面談は非常に役に立つと思う。
- ・具体的にどのような職種があるか, 今何をしたらいいのかということがはっきり見えて, とても参考になった。
- ・柔軟にキャリアを考えられるという点
- ・ICTYなどの内部で具体的にどのようなポストがあり, どのような仕事があるかが分かり, 参考になった。
- ・どのような分野に需要があるかが明らかになった。

- ・個々の特性に応じてアドバイスを受けることができた点が参考になった。

(3) 【第一部へ参加された方への質問】

本日の個別相談は、今後のキャリアプランの参考になりましたか

大変参考になった 10名

ある程度参考になった 3名

どちらともいえない 0名

あまり参考にならなかった 0名

全く参考にならなかった 0名

(4) 具体的に、どのような点が参考になりましたか

- ・私は法科大学院の2年生ですが、国際機関で働くということに関して、具体的な知識が不足していたので、今回のセミナーに参加し、様々なお話を伺えたのは大変有益でした。
- ・ICTYやECCCの事情などについて知ることができたので、勉強になった。
- ・キャリアパスがどのように作ることができるのか、法律のバックグラウンドが先生のキャリアにどのように役に立ったのか話を聞けて、非常に役に立った。
- ・国際法廷でキャリアを積んでいる日本人のお話をあまり聞いたことがなかったので、仕事環境やキャリアの進め方など大変参考になった（複数）。
- ・具体的なキャリアプラン
- ・講師のキャリアパスや各勤務先の具体的な業務を順序立てて説明してくれたので、分かりやすかった（複数）。
- ・具体的にどのような人が応募して、どんな仕事をさせたいのかはつきりしなかった。なぜ日弁連は国際法廷の人材を育てたいのか分からなかった。

6 当連合会における国際分野のキャリア等に関する情報提供の在り方について、御意見・御要望等をお聞かせ下さい

- ・実務に携わっている人、携わった経験がある人にお話をきける機会がないので、直接お話をさせていただき、聞きたいことが全て聞けるので本当に参考になった。このような機会を設けていただいて、ありがとうございました。
- ・JICAパートナーに引続き情報提供いただきたい。
- ・法曹ではないので、一般から応募できたのがよかった。
- ・国際分野のキャリアに関するセミナーがもっと頻繁にあればと思う（複数）。
- ・一元化されたメーリングリストがあればよいと思う。

7 その他感想・要望等がございましたら、お書きください。

- ・藤原先生のお話が非常に分かりやすかった。今後自分のキャリア形成で参考にしながら国連機関に就職したいと思う。
- ・大阪から来た意味があった。ありがとうございました。

法曹も国際機関で働こう！！

より多くの法曹が国際機関で働く機会を得るために、佐藤雅俊外務省国際機関人事センター室長を講師としてお招きし、どのようなフィールドで活躍できるのか、具体的なキャリアパス、必要な準備、国際機関の職員になるために必要なスキル、応募方法、就職状況等を含めた国際機関の採用・人事等に関する情報について御説明いただきます。

将来国際分野で活躍するための第一歩として、是非奮って御参加ください。
なお、本講演の最後には、質疑応答の時間も設けています。

日時：2014年6月30日（月）午後6時～午後7時30分
場所：弁護士会館17階1702会議室

講師：佐藤 雅俊 外務省総合外交政策局国際機関人事センター室長

- 主催 日本弁護士連合会
- 共催 外務省国際機関人事センター
- 参加費 無料
- 主な参加対象 弁護士，司法修習生，法科大学院修了生，法科大学院生，大学生等
- 申込み FAXにて事前申込みを受け付けております。当日参加も可能ですが、定員になり次第締め切らせていただきます。



国際機関で働こう！
国際機関人事センター公式 facebook ページ
<https://www.facebook.com/MOFA.jinji.center/>



【セミナー内容（予定）】

- 1 国際機関への就職等に関する説明
- 2 質疑応答



◇アクセス方法◇

- 地下鉄
 - ・丸ノ内線，日比谷線，千代田線 霞ヶ関駅B1-b出口直結
 - ・有楽町線 桜田門駅5番出口から徒歩8分
- JR
 - ・山手線 有楽町駅から徒歩15分

～【送付先】FAX 03-3580-9840 日弁連国際課行～

お名前		登録番号（会員のみ）	
御所属		メールアドレス	
電話番号		FAX番号	

【お問合わせ】日本弁護士連合会国際課 電話03-3580-9741(直)

御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理致します。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会もしくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。